

各指定介護サービス事業所等運営法人代表者  
各介護保険施設運営法人代表者  
各老人福祉法関係施設運営法人代表者  
（いずれも岐阜市所管の施設等を含む。）

} 様

岐阜県健康福祉部長

### 「今後の感染拡大防止について」について

これまで経験したことのないスピードと規模で感染拡大した「第6波」も、新規陽性者の7日間移動合計の前週比が3週連続「1」を下回り、病床使用率も4割を下回るなど、緩やかではあるものの減少傾向が確実なものとなりました。こうした状況を踏まえ、3月15日、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部において、「今後の感染拡大防止について」を策定するとともに、3月21日までの「まん延防止等重点措置」の解除を国に要請し、3月17日に国において解除が決定されたところです。

しかしながら、依然として新規陽性者数は高い水準にあり、減少スピードも緩やかであること、未だ3千人規模の自宅療養者が存在していること、救急医療をはじめ、コロナ以外の診療に悪影響が生じていること、ワクチンの追加接種が道半ばの状況であること、感染力が強いといわれるオミクロン株「BA.2系統」への置き換わりが懸念されること及び人の動きが活発となる「年度替わり」の時期を迎えることから、決して気を緩めていい状況にはありません。むしろ、感染が高止まり、さらには再拡大により第7波となることを警戒すべき状況であります。

**高齢福祉サービス事業所等においても、利用者や職員が多数感染するケースの発生が続いています。**

各事業所等におかれては、上記対策の趣旨に基づき、引き続き、下記により感染拡大防止対策の徹底をお願いします。

#### 記

##### 1 基本的な感染防止対策の徹底について

すべての職員に対し、基本的な感染防止対策（マスク着用、手洗い、密回避、こまめな換気、体調不良時の行動ストップ）の継続を周知徹底していただきますようお願いいたします。

##### 2 事業所等に感染を持ち込まない水際対策の継続について

職員の体調不良時に、適切に仕事を休み、医療機関で受診することを引き続き徹底するとともに、「ぎふコロナガード」による対面での職員の体調確認の実施、職員が体調不良を申告しやすい（休みやすい）職場づくりの推進等をお願いします。

また、通所部門の利用者と入所者が交流することで施設内の感染が拡大することもありますので、両者の交流の機会を減らしていただきますようお願いいたします。

[添付資料]

- ・「今後の感染拡大防止について」（令和4年3月15日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部）

岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係			
係長	堀部	担当	大野
TEL	058-272-1111 内線 2600		
FAX	058-278-2639		